

「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準細目」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 委託基準 2. に定める委託先の業務および経営の内容に関する条件の細目は、以下のとおりとする。

(1) 委託先が以下の条件を満たす場合には、委託基準 2. に定める「業務の内容に特段の問題がないこと」の要件を満たすものとして取扱う。

イ. 略（不変）

ロ. 取引先金融機関等（取引先金融機関等が代理人を介して委託を行う場合には当該代理人）との間で、日本銀行との間の現金授受事務に関する業務委託契約が締結される見込みにあるまたは締結されていること（委託基準 6. に定める場合には、取引先金融機関等と委託基準 1. (1) または (2) に掲げる者との間で当該事務に関する業務委託契約が締結される見込みにあるまたは締結されていること、かつ、当該者と再委託先との間で当該事務に関する再委託契約が締結される見込みにあるまたは締結されていること）。

ハ. 略（不変）

ニ. 略（不変）

(2) 略（不変）